

定 款

株式会社 東 京 會 館

平成 2 8 年 6 月 2 9 日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社東京會館と称し、英文では Tokyo Kaikan Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 食堂・宴会場の経営
- (2) 食品加工及びその販売
- (3) 酒類の販売並びに煙草の小売
- (4) 土地・建物の売買、賃貸借及び管理
- (5) 美術・工芸品、一般雑貨の陳列販売
- (6) 前各号に関する付帯事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、890万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、取締役社長事故あるときは予め取締役会で定めた順序により他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い

インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を行使しうる他の株主1名を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合には代理権を証明する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社に取締役15名以内を置く。

(選 任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(招集及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2. 前項の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(決 議)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第23条 取締役会の決議事項に関する取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(相談役及び顧問)

第27条 取締役会は、その決議によって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社に監査役5名以内を置く。

(選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(招 集)

第31条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を發する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(決 議)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報 酬 等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会 計 監 査 人

(選 任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社は、毎年4月1日から翌年3月31日までを事業年度とする。

(剰余金の配当)

第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

2. 期末配当金については、その支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。
3. 未払配当金については利息をつけない。

以 上